

市有建築物耐震対策基本方針

策定 平成22年10月
改訂 平成28年 4月
改訂 平成29年11月
改訂 平成31年 2月

熊本市

目 次

1. 背景	1
2. 目的	1
3. 位置づけ	1
4. 対象建築物	2
5. 耐震化の現状と課題	2
6. 耐震化の基本的な考え方	3
7. 耐震対策基本方針	3
8. 災害対策施設の耐震安全性確保の方針	6
9. 耐震安全性の目標	7
■ 耐震改修の目標	
■ 新築の目標	
■ 増築の目標	
■ 大規模な改修（修繕や模様替えなど）を行う場合の目標	
10. 推進体制	8
別表1 特定建築物の一覧	9
別表2 地域防災計画の用途一覧	9
別表3 対象施設別の耐震安全性の分類	10
別表4 耐震安全性の目標に基づく建築設備の整備方針	12

市有建築物耐震対策基本方針

1. 背景

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災以降、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、東日本大震災（平成23年3月）などの大地震が各地で頻発する中、建築物の倒壊等による被害をなくすために建築物の耐震化が重要な課題となっている。

平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が一部改正され、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が示された。

本市においても、「国の基本方針」を踏まえて、耐震診断及び耐震改修を促進することによって地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、平成20年3月に「熊本市建築物耐震改修促進計画」（平成20年～平成27年）を策定し、この計画に基づき、市有建築物の計画的な耐震化促進に向けた基本的な方針として、平成22年10月に「市有建築物耐震対策基本方針」（平成22年～平成27年）を策定した。

その後、平成25年11月には再び「耐震改修促進法」が改正され、一定規模・用途の建築物には耐震診断の実施とその結果報告が義務付けられることとなった。また、「国の基本方針」についても見直され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を、これまでの「平成27年度までに90%」から「平成32年度までに95%」とするなど、耐震化についてさらなる全国的な取り組みが求められている。

このような状況の中、市有建築物においても引き続き耐震化の促進に取り組んでいく必要があることから、平成28年4月の「熊本市建築物耐震改修促進計画」の改訂に合わせ「市有建築物耐震対策基本方針」の改訂を行った。

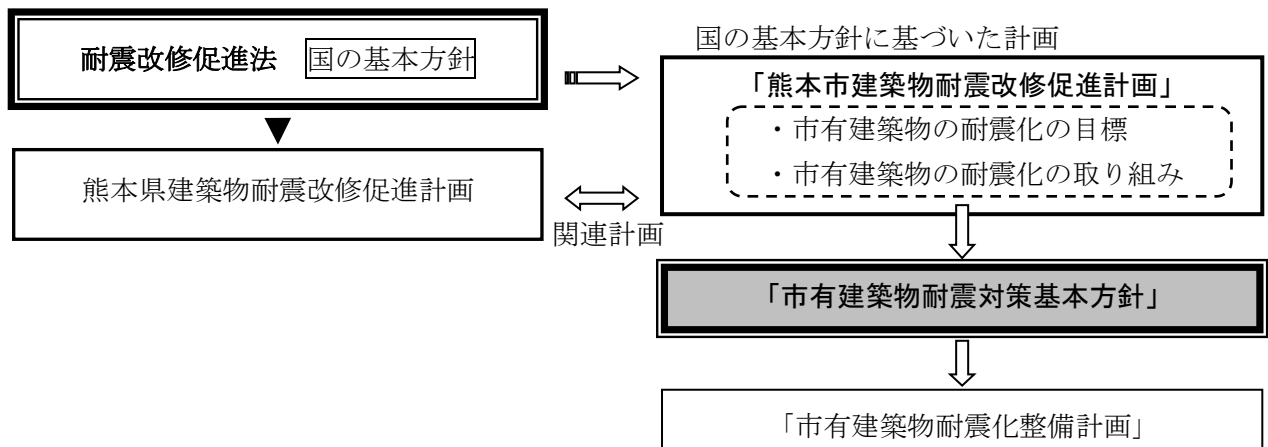
なお、平成28年4月の熊本地震を受け、一部の建築物において耐震化の状況や方針が変更となったことや、熊本市地域防災計画の改訂に伴い市有建築物の防災上の位置づけが明確化されたことから、今回、内容の一部見直しを行うこととした。

2. 目的

市有建築物の計画的な耐震化を推進し、地震時の利用者の安全確保はもとより、震災時の公共建築物の役割を維持、確保することにより、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

3. 位置づけ

この「市有建築物耐震対策基本方針」は、「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき市有建築物の耐震化に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な取り組みは別途「市有建築物耐震化整備計画」を定め、計画的に耐震化を図るものとする。



4. 対象建築物

本方針の対象建築物は、建物の倒壊による危険性や人命の安全確保を考慮し、市有建築物で居室を有する施設とする。ただし、防災上の重要性も踏まえ、居室を有しない施設であっても熊本市地域防災計画に位置付けられている施設は対象に含めるものとする。

なお、特定建築物*1 以外の建築物のうち、別途計画や指針等で耐震化に取り組む上下水道局所管施設や幼稚園・小・中学校・高校、市営住宅については、対象外とする。(ただし、耐震改修や建替え、増築等を実施するにあたっての耐震安全性の目標については、本基本方針に基づき耐震化を進めるものとする。)

※1 別表1「特定建築物の一覧」参照

5. 耐震化の現状と課題

「熊本市建築物耐震改修促進計画」では、「市有特定建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とすること。そのうち指定防災拠点施設*2 及び指定緊急避難場所*3 である小中学校の耐震化率を100%とすること。」を目標とし取り組んできた。その結果、平成27年度末時点の特定建築物の耐震化率は97.9%、特定建築物のうち指定防災拠点施設の耐震化率は93.8%、指定緊急避難場所である小中学校の耐震化率は100%となり、指定防災拠点施設については目標未達成という状況であった。

下表は、熊本地震後である平成29年9月時点の特定建築物の耐震化の現状を示す。指定防災拠点施設の耐震化率は80.0%となっているが、これは地震後の耐震診断で「耐震性が十分でない」となった建築物が影響しており、これらの建築物については、現在補強も含めた復旧に向け取り組んでいる。

※2 熊本市地域防災計画において指定防災拠点と定める施設

※3 災害時に、一時的に身を守る施設として熊本市地域防災計画に定める避難場所

特定建築物の耐震化の現状（平成29年9月時点の値）

種別	耐震性あり	耐震性が十分でない	総計	耐震化率	目標値 (平成27年度末)
	A	B	C = A + B	A / C	
特定建築物	570棟	12(4)*1棟	582棟	97.9%	90%
うち指定防災拠点施設	12棟	3(2)*1棟	15棟	80.0%	100%
小中学校*2	135校*3	0校	135校	100%	100%

*1 ()は内数で、熊本地震後の耐震診断により「耐震性が十分でない」と判断されたもの。現在、補強も含めた復旧に向け取り組んでいる。

*2 小中学校については、文部科学大臣が定める基準(平成7年文部省告示第112号第4条)に基づく建築物を対象としており、特定建築物以外も含まれる。詳細については、教育委員会が公表する「熊本市立学校・幼稚園の耐震診断等実施状況一覧」参照のこと。

*3 小中学校の耐震化率については、便宜上1校を1棟として算出している。

耐震性あり	(1) 昭和56年6月1日以降に着工されたもの((新)耐震基準建築物)で(4)以外のもの
	(2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの((旧)耐震基準建築物)で耐震診断等の結果耐震性能があったもの、又は耐震改修を行ったもので耐震性能ありとなったもの
耐震性が十分でない	(3) (旧)耐震基準建築物で、耐震診断の結果、耐震性能が劣る又はやや劣りとなったもの
	(4) (新)耐震基準建築物で、熊本地震後の耐震診断の結果、耐震性能が劣る又はやや劣りとなったもの

現状から見た基本的な課題

- 目標未達成となった指定防災拠点施設について早期に耐震化を完了させる必要がある。
- 耐震性が十分でない特定建築物は早期に耐震化を完了させる必要がある。
- 特定建築物は当初の目標を達成しており、また、耐震性が十分でないものについても、概ね耐震化の方針が示されたため、今後は特定建築物以外の建築物の耐震化にも取り組む必要がある。

参考〔耐震診断基準〕 耐震診断の基準の主なものを下記に示す。

(既存(鉄骨)鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 ((財) 日本建築防災協会)

- | | | |
|------|--------------------------------------------|---------------|
| ランクⅠ | I_s が 0.6 以上の場合で、かつ、 $CTuSD$ が 0.3 以上の場合 | ⇒ 「耐震性能がある」 |
| ランクⅡ | Ⅰ 及びⅢ 以外の場合 | ⇒ 「耐震性能がやや劣る」 |
| ランクⅢ | I_s が 0.3 未満の場合又は $CTuSD$ が 0.15 未満の場合 | ⇒ 「耐震性能が劣る」 |

(国土交通省告示第 184 号に基づく耐震診断基準)：主に鉄骨造の場合に適用

- | | | |
|------|----------------------------------------|---------------|
| ランクⅠ | I_s が 0.6 以上の場合で、かつ、 q が 1.0 以上の場合 | ⇒ 「耐震性能がある」 |
| ランクⅡ | Ⅰ 及びⅢ 以外の場合 | ⇒ 「耐震性能がやや劣る」 |
| ランクⅢ | I_s が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合 | ⇒ 「耐震性能が劣る」 |

I_s ：地震や風等の水平力に対する建物の耐力（強度）及び靱性（粘り強さ）を勘案して耐震性能を評価した指標

q ：地震や風等の水平力に対し耐えることができる強さを表す指標

$CTuSD$ ：建物の形状を考慮した耐震性能を表す指標

6. 耐震化の基本的な考え方

耐震性能が十分でない全ての市有建築物について同時に耐震化を図ることは困難であることから、「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき、基本的な課題を踏まえた基本目標を定め、優先的に耐震対策をすべき建築物から順次、耐震化に取り組むこととする。

また、対象施設の施設管理者は関係部局との調整を図り、計画的な耐震化を推進するものとする。

基本目標

- 特定建築物については、平成 32 年度末までに耐震化率を 100%とする。
- 「平成 27 年度末までに耐震化を完了」としていた建築物については、早期に耐震化を完了する。
- 特定建築物以外の建築物は、本基本方針に基づき、計画的に耐震化を進める。

7. 耐震対策基本方針

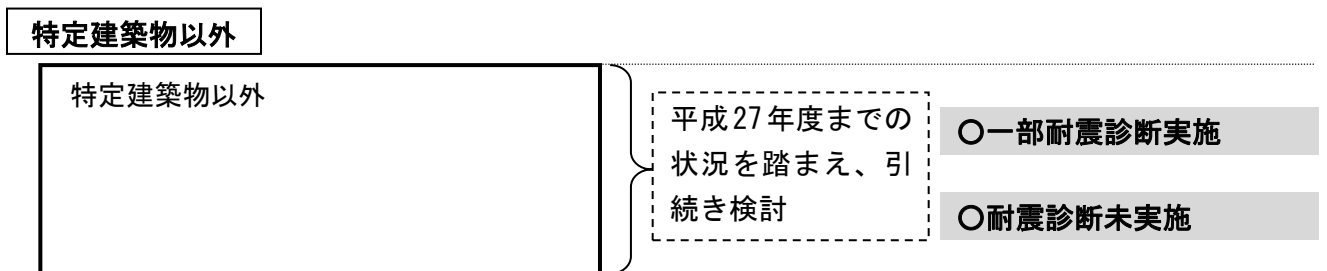
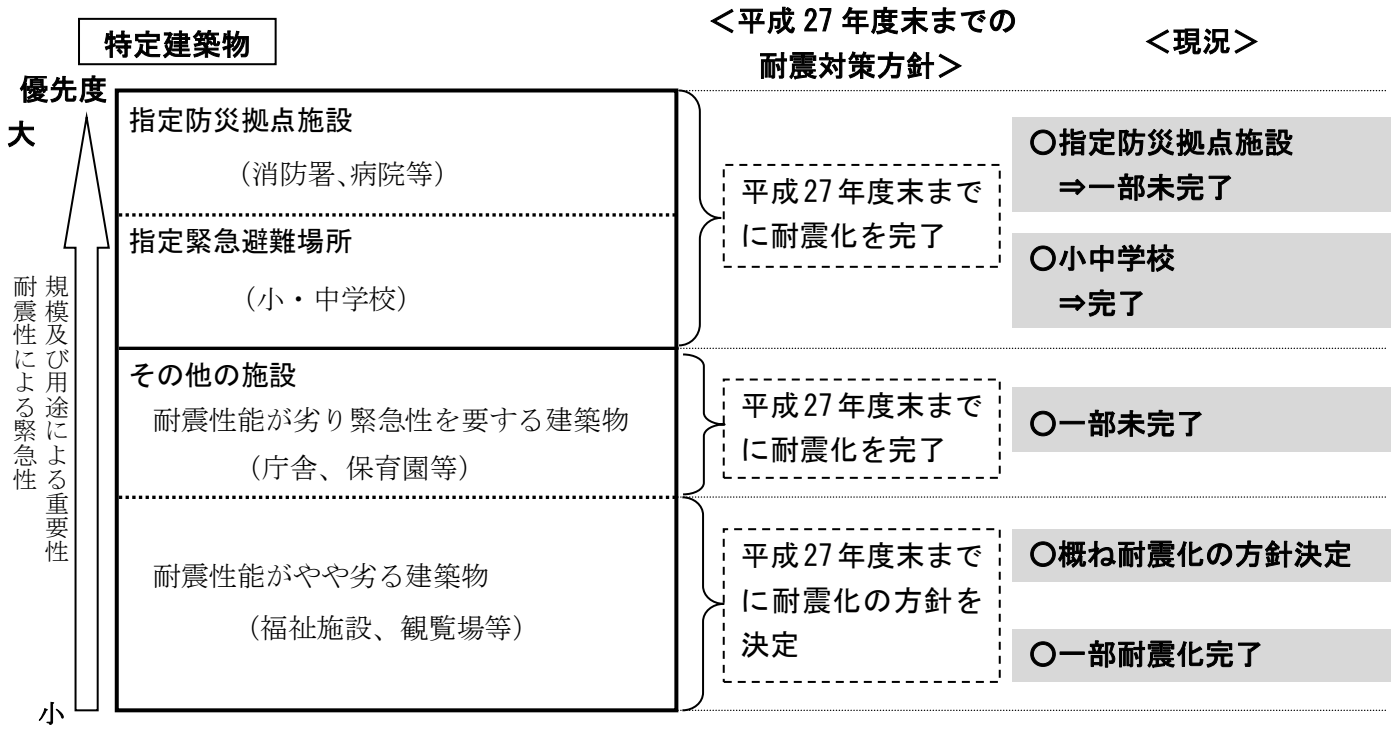
(1) 特定建築物

耐震化が完了していない特定建築物については、「平成 27 年度末までの耐震対策方針及び現況」（4 ページ参照）を踏まえ、「平成 32 年度末までの耐震対策方針」（5 ページ参照）に基づき、引き続き優先的に耐震化に取り組んでいく。

(2) 特定建築物以外の建築物

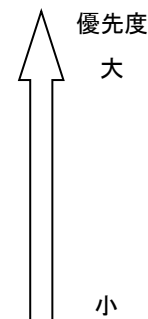
既に耐震診断の結果が出ている建築物については耐震性能による緊急性を考慮し、優先的に耐震化を進めていく。また、耐震診断未実施の建築物については、規模及び用途による重要性を考慮しながら、順次耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、「平成 32 年度末までの耐震対策方針」（5 ページ参照）に基づき耐震対策を行っていく。

平成 27 年度末までの耐震対策方針及び現況



◎耐震診断未実施の建築物の優先度区分の基本的な考え方

用途			規模※3	優先度
地域防災計画記載の用途※1	地域防災計画での重要構造物	特定建築物の用途※2		
○	○	○	○	I
○	×	○	○	II
○	○	×	×	III
×	×	○	○	IV



※1 別表 2「地域防災計画の用途一覧」参照

※2 別表 1「特定建築物の一覧」参照

※3 木造で延べ面積 500 m²超、非木造で 2 階建て以上又は延べ面積 200 m²超のもの

(3) 耐震対策基本方針に基づく耐震化の進め方

耐震対策基本方針に基づく耐震化にあたっては、下記の事項を踏まえながら進めていくものとする。

- 本方針に基づき耐震化を進める対象建築物は、熊本市建築物耐震化推進会議において別途「市有建築物耐震化整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、計画的な耐震化に取り組むものとする。なお、整備計画における具体的な取り組み内容等は整備計画管理会議において管理し、適宜見直しを行う。
- 「熊本市地域防災計画」や「熊本市公共施設等総合管理計画」等と整合を図り、施設の統廃合や集約・複合化などの個別の状況も考慮しながら耐震化を進めていく。
- 耐震診断の結果、耐震対策が必要となった場合は、耐震改修や建替、除却等、効率的かつ効果的な方法の選択を行う。
- 特別な事情がある場合においては、関係部局と協議のうえ、耐震対策基本方針によらず実現可能な方法で耐震化に努めるものとする。
- 特定建築物以外の建築物のうち、「平成 32 年度末までの状況を踏まえ、引続き検討」としている建築物においても、改修等を行う際は耐震化に努めるものとする。

スケジュールの目安

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特定建築物	方針①「平成 27 年度末までに耐震化を完了させる」としていた建築物 ⇒ 早期に耐震化				
	方針②「平成 27 年度末までに耐震化の方針を決定」としていた建築物 ⇒ 平成 32 年度末までに耐震化				
特定建築物 以外	方針③ 耐震診断により「耐震性劣る（やや劣る）」という結果が出ているもの ⇒ 平成 32 年度末までに耐震化				
	方針④ 保育園・老人福祉施設・消防出張所等 ⇒ 耐震診断を実施し、平成 32 年度末までに耐震化の方針決定				
	方針⑤ 市民利用施設等 ⇒ 平成 32 年度末までに耐震診断の実施				

8. 震災時に重要な役割を果たす施設等の耐震安全性確保の方針

建築物の耐震対策は、建築基準法に基づく基準や関連する国交省告示等に基づく技術上の指針による耐震性能を満たすことはもとより、震災時に重要な役割を果たす施設、不特定多数の者が利用する施設等については、用途・規模等を勘案し、構造体、建築非構造部材及び建築設備について確保すべき性能（耐震安全性）を定め、その性能確保を図っていくことが重要である。具体的な性能は別表 3「対象施設別の耐震安全性の分類」に示す。

平成 28 年熊本地震においては、防災拠点施設のうち、特に、災害対策本部及び区対策部等について、災害発生時の即時使用及び機能確保が重要であることが再認識された。このことを受け、災害対策本部及び区対策部等のうち、別表 3「対象施設別の耐震安全性の分類」に示す耐震安全性を有するか確認できていない建築物については、早期に耐震診断を実施し、その結果を踏まえ耐震安全性の確保に取り組んでいくものとする。

9. 耐震安全性の目標

建築物の耐震改修や新築、増築、大規模な改修（修繕や模様替えなど）を行う場合の耐震安全性の目標は、それぞれ次に示すとおりとする。

■ 耐震改修の目標

（旧）耐震基準建築物については、平成 18 年国交省告示第 184 号に定める耐震診断基準等により、耐震改修後に「耐震性能がある」となるようにする。

さらに、（旧）耐震基準建築物及び（旧）耐震基準建築物と（新）耐震基準建築物が一体となっている建築物で、指定防災拠点施設や指定緊急避難場所、不特定多数の者が利用する施設等については、原則として、震災時の機能確保や施設利用者の安全の観点から、建築物の構造体等について別表 3「対象施設別の耐震安全性の分類」に示す性能を満たすことを目標とする。

ただし、建築物としての機能確保や使用制限等の特殊事情により耐震安全性の目標達成が困難な場合においては、実現可能な範囲内で耐震性能の向上に努める。

■ 新築の目標

新築する建築物で、指定防災拠点施設や指定緊急避難場所、不特定多数の者が利用する施設等については、震災時の機能確保の観点から、用途・規模等を勘案し、構造体、建築非構造部材及び建築設備について、別表 3「対象施設別の耐震安全性の分類」に示す性能を確保する。

■ 増築の目標

増築を行う場合には、既存部及び増築部の用途や規模並びに Exp.J（エキスパンション・ジョイント）の有無等を考慮して耐震安全性の目標を設定する。なお、増築部分については上記の「新築の目標」を適用する。既存部分についても「耐震改修の目標」に準じて耐震性能の向上に努めることを目標とする。

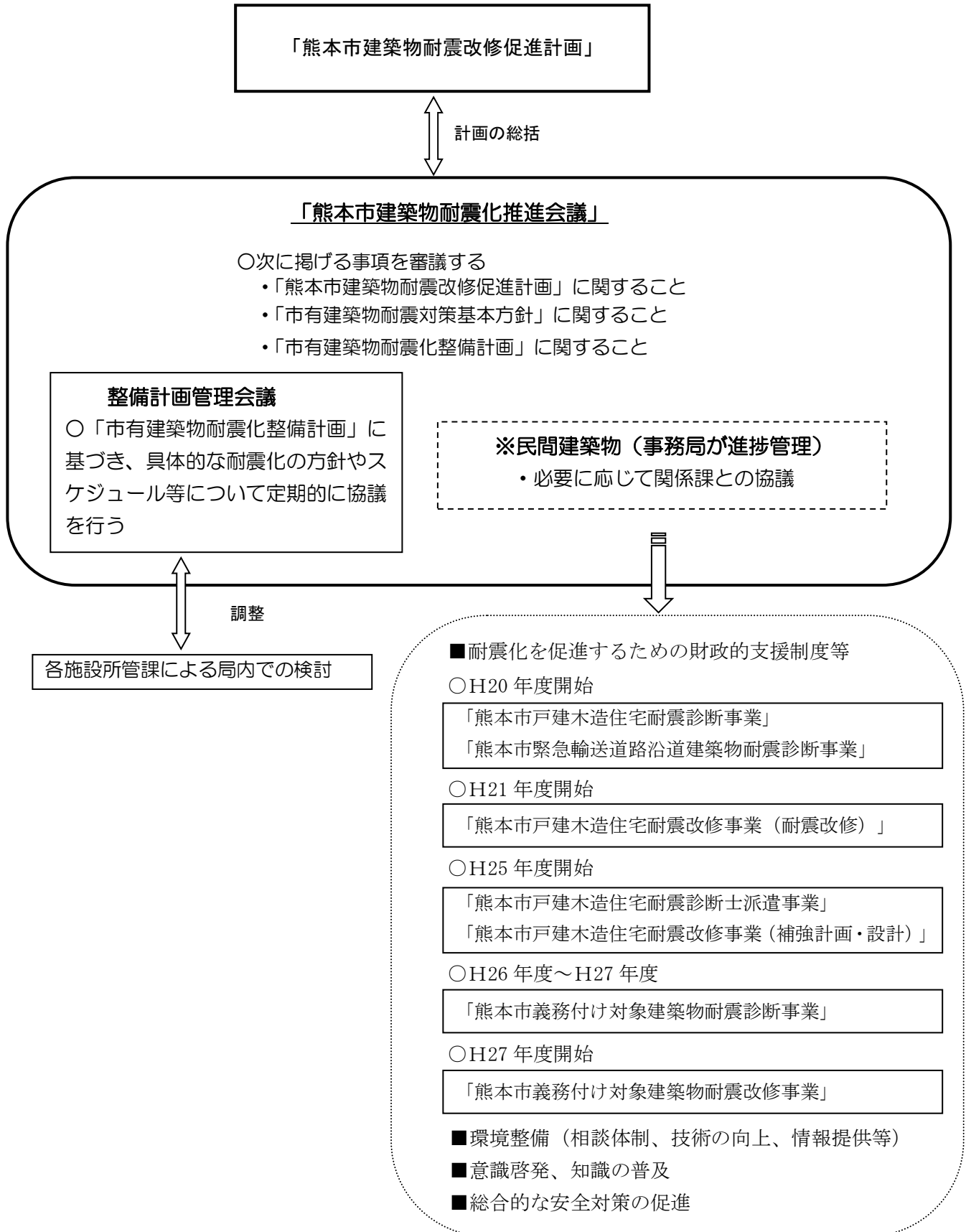
ただし、建築物としての機能確保や使用制限等の特殊事情により耐震安全性の目標達成が困難な場合においては、実現可能な範囲内で耐震性能の向上に努める。

■ 大規模な改修（修繕や模様替えなど）を行う場合の目標

建築物の大規模な改修（修繕や模様替えなど）を行う場合、指定防災拠点施設や指定緊急避難場所、不特定多数の者が利用する施設等については、震災時の機能確保や施設利用者の安全の観点から、用途・規模等を勘案し、別表 3「対象施設別の耐震安全性の分類」により、構造体、建築非構造部材及び建築設備のうち対応可能な範囲において性能を満たすよう努める。

10. 推進体制

「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づく計画的な耐震化に取り組むため、庁内の関係各課で組織する「熊本市建築物耐震化推進会議」において、定期的に民間建築物や市有建築物の耐震対策に関する検討・調整を行い、必要に応じて計画の見直しの検討を行う。



別表1 「特定建築物の一覧」

法	分類	用途	規模等
耐震改修促進法第14条1号	多数のものが利用する施設	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
		小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
		小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上		
同2号	危険物を取り扱う建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法施行令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
同3号	地震時に通行を確保すべき道路の沿道で道路閉塞のおそれのある建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	耐震改修促進法施行令で定める当該部分が前面道路からの距離に応じた高さを超える全ての建築物

別表2 「地域防災計画の用途一覧」

地域防災計画 (共通編)		用途・施設名		
第3章 第2節第1項	防災拠点施設	災害対策本部	市役所本庁舎、熊本市民病院、消防局庁舎、上下水道局庁舎、植木病院	
		区対策部等	各区役所、総合体育館・青年会館、各消防署	
		その他災害対策施設	各総合出張所、出張所、各土木センター、各消防出張所、診療所	
		指定避難所等	公民館、小・中学校、高校、体育館等	
第3章 第3節第2項	重要構造物		市役所本庁舎、区役所、消防局庁舎、上下水道局庁舎 熊本市民病院、植木病院、診療所 消防署、消防出張所等 総合出張所、出張所、土木センター 保健所、健康センター及び健康センター分室 学校 社会福祉施設	
		避難場所 及び避難所	指定緊急避難場所	市公民館、市立の学校施設
			補助避難所	地域の公民館、コミュニティセンター等

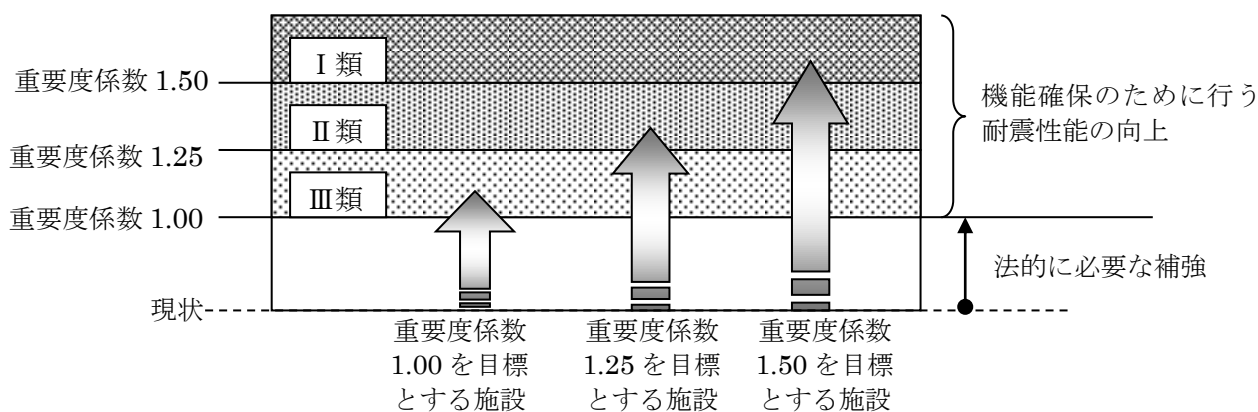
別表3 「対象施設別の耐震安全性の分類」

市有建築物の新築や増築、耐震改修を実施する場合の、耐震安全性の目標について示したもので、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日 国営計第126号・国営整第198号・国営設第135号）」（参考資料 参照）に準じて分類を行っている。

対象施設		耐震安全性の分類		
		構造体 (重要度係数)	建築非構造 部材	建築設備
防災拠点施設	災害対策本部 市役所本庁舎 熊本市民病院 消防局庁舎（中央消防署） 上下水道局庁舎 植木病院	Ⅰ類 (1.50)	A類	甲類
	区対策部等 各区役所 総合体育館・青年会館 各消防署			
	その他災害対策施設 各総合出張所・出張所 各土木センター 各消防出張所 芳野診療所	Ⅱ類 (1.25)	A類	甲類
	指定避難所等 公民館 小中学校、高校 体育館等	Ⅱ類 (1.25)	A類	乙類
地域防災計画に位置付けられた重要水防施設		Ⅱ類 (1.25)	A類	甲類
その他の施設	学校、研修施設等（指定避難所等を除く） 社会福祉施設（保育園、老人福祉センター等）	Ⅱ類 (1.25)	B類	乙類
	上記以外	Ⅲ類 (1.00)	B類	乙類

※ 教育施設など、別途、国が定める耐震性能等の基準や、他に定める指針等がある場合はこれによる。
 ※ 耐震性能の分類が不明な対象施設については、地域防災計画との整合を図り、施設管理者、危機管理防災総室、営繕課、建築物安全推進室において協議のうえ設定する。
 ※ 建築設備の「甲類」の適用について、別表4「耐震安全性に基づく建築設備の整備方針」による。

〔耐震性能の目標のイメージ〕



※新築や増築、耐震改修の場合は、矢印に示すとおり、目標値以上の耐震性能の確保に努める

参考資料

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日 国営計第 126 号・国営整第 198 号・国営設第 135 号）」

部位	分類	耐震性能
構造体	I 類 (1.5)	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類 (1.25)	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類 (1.0)	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※建築非構造部材、建築設備の範囲は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（平成 8 年 11 月発行）に基づき、以下の範囲とする

建築非構造部材：外壁及びその仕上げ、建具及びガラス、間仕切り及び内装材、天井及び床材、屋根材、作り付けの家具及び事務機器類、外構その他

建築設備：電力供給設備、通信連絡設備、給水・排水設備、空調設備等

構造体の耐震性能の割増し（重要度係数）

I 類：建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に 1.5 を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

II 類：建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に 1.25 を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

III 類：建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算以外の構造計算を行う場合にあつては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（平成 8 年 11 月発行）に準じて、重要度係数を考慮した構造計算を行うこととする。

別表：4 耐震安全性の目標に基づく建築設備の整備方針（新築（建替及び増築部分を含む）に限り適用）

適用： 甲類に位置付けられる市有建築物の中で、本庁舎、消防局・署、市民病院については、「○」「×」の全ての項目において適用する。

※ 本庁舎、消防局・署、市民病院以外の建築物については、「×」の項目は適用しない。

項目	目標とする機能水準	
	基本方針	適否
1. 電力		
1.1. 受変電・配電機能の確保		
(1) 商用電力の途絶対策	商用電力を多回線より引き込む。	×
(2) 変電設備の故障対策	執務空間の機能、活動支援機能に必要な負荷には、変圧器や幹線の系統を二重化する。	×
(3) 制御用電源の信頼性向上	電源設備制御用の直流電源を確保する。	○
(4) 二次災害の被災防止	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○
1.2. 非常電源の供給		
(1) 執務空間		
(1) 執務空間の環境確保	執務空間の環境確保に必要な負荷を発電機回路とする。	○
(2) 活動支援空間		
(2) 活動支援空間の環境確保	活動支援空間の環境確保に必要な負荷を発電機回路としている。	○
(3) 設備機能		
(3) 設備機能の機能確保	設備機能の確保に必要な負荷を発電機回路としている。	○
(4) 信頼性の確保・向上		
(4) 信頼性の確保・向上	非常時優先業務に必要となる設備機器に対して十分な容量を確保する。	○
	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
	商用電力が長時間途絶した場合に備え72時間程度の運転が可能な燃料を備蓄する。発電機は燃料補給も加えて1週間程度の連続運転が可能なものとする。	○
	電源車等により非常電源を確保する。	×
2. 通信・情報		
2.1. 防災無線		
(1) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
2.2. 構内交換機能の確保		
(1) 公衆通信網		
(1) 公衆通信網の確保	公衆通信網の途絶及び輻輳対策に配慮して通信手段を確保する。	×
(2) 信頼性の向上		
(2) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
2.3. 構内情報通信網		
(1) 公衆通信網		
(1) 公衆通信網の確保	公衆通信網の途絶及び輻輳対策に配慮して通信手段を確保する。	×
(2) 信頼性の向上		
(2) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
3. 給水		
3.1. 飲料水の確保		
(1) 貯水または備蓄	周辺の給水系統の途絶に備え、想定使用量の4日分の水量を確保する。 (地上3階建て以下はペットボトルでも可とする)	○
(2) 水質の確保	飲料水は水質確保のために必要な措置を講ずる。	○
(3) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
	地震感知により作動する止水弁は水槽の一次側、二次側共に設置する。	×

項目	目標とする機能水準	
	基本方針	適否
3.2. 雑用水の確保		
(1) 貯水または備蓄	周辺の給水系統の途絶に備え、想定使用量の4日分の水量を確保する。	○
	井戸水等の代替手段を設ける。	×
(2) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
4. 排水		
(1) 排水系統の確保	非常時優先業務を行う職員数に応じて排水系統を確保する。	○
(2) 排水槽の確保	敷地外への放流が不能となった場合に備え、排水槽を確保する。	○
5. 空調		
(1) 安定供給	熱供給を要する執務空間ならびに活動支援諸室に対する熱源用エネルギーはライフライン途絶時にも確保が容易で、直ちに安定供給できるエネルギーとする。	○
(2) 熱源用エネルギーの備蓄	ライフライン途絶時に復旧が見込まれるまでの相当期間に必要な量を確保する。	○
(3) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
6. 監視制御		
6.1. 電力監視制御機能の確保		
(1) 信頼性の向上	発災時に警報等の情報が氾濫した場合にも、緊急対策方法等の重要情報を的確に把握できる。監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
6.2. 空調監視制御機能の確保		
(1) 信頼性の向上	発災時に警報等の情報が氾濫した場合にも、緊急対策方法等の重要情報を的確に把握できる。監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
6.3. 照明監視制御機能の確保		
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
6.4. セキュリティ監視制御機能の確保		
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
6.5. 防災監視制御機能の確保		
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
6.6. エレベーター監視制御機能の確保		
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	○
7. エレベーター		
(1) エレベーター	人命に対する安全が確保され、早期復旧が可能なものとする。	○
8. 火災被害の防止		
(1) 火災被害の防止（延焼の防止）	他所で発生した火災による被害を防止するための措置を施す。	○
(2) 火災被害の防止（防災機能）	自動火災報知、消火の機能を確保する。	○
(3) 安全性の向上・二次災害の防止	水損が発生し難い消火設備を採用する。	○
9. 浸水被害の防止		
(1) 浸水被害の防止	他所で発生した漏水や消火活動に伴う浸水被害を防止する措置を施す。	○

(注意) 上記内容を基本としつつ、対象建築物の防災拠点としての位置付けや施設規模に応じて、個別に検討を加えるものとする。